

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 春の訪れ

大隈 昭子



各地で“おひなまつり”が盛大に開催されています。

先日、高速道路のサービスエリアで手にしたパンフレットには、“春の訪れを知らせるひなまつり「ひなの国九州」として、昨年訪れた”筑後吉井のおひなさま“や10年以上前に母と一緒に訪れたことのある水郷柳川の”柳川雛祭り（さげもんめぐり）“や「九州のひなまつりの発祥の地とされる日田市の“天領日田おひなまつり”が紹介されていました。私も初めて訪れたのが天領日田のおひなまつりでした。

古い商家や土蔵が多く残る日田・豆田町の一角、築220年のお屋敷の20畳の奥座敷には、貴重な「享保雛」をはじめ、歌舞伎の舞台などを表した物語性のある雛人形がずらりと並んだ様子は、圧巻でした。

紹介されているおひなまつりで、“まだ訪れたことのないひな祭り”も8か所ありました。

母が娘の誕生を祝い、健やかな成長を願って

飾られる雛人形は、平安時代以前、宮中で魔除けや身のけがれを移す信仰の一つとして用いられていた「天児（あまがつ）」「這子（ほうこ）」が起源だと言われています。

災いをはらうために紙で作った人形を川や海に流したという古い行事と、平安時代の「ひいな遊び」（ままごと遊び）がひとつに結びついたものが、ひなまつりの始まりと言われ、時が経ち布製の雛人形が主流となり、立雛から坐雛へ、そして、雛飾りとして次第に華やかさを増していったと言われています。

古の人々によって何十年、何百年と大切に守られてきた雛人形が、お披露目されるのは、早春のこの時期だけ。子の成長を願う親の想いは、いつの時代も変わらぬものだと嬉しくなります。

何かと「世知辛い」時代のなかでも「子どもたちを守り、すこやかに育てることのできる社会」への想いを強くします。（2014.3.3）



季節の味いただきました。

花わさびとゴボウの豚バラ炒め

わさびの花は、4～5cm程度に切り、茎と葉、花の部分を分ける。

ゴボウはさがき、人参は千切り、豚バラは適当に切る。

フライパンに油をひいて、ゴボウを炒め、人参を加え、全体がしんなりしたら豚バラを加える。酒・みりん・醤油と茎の部分を加えて炒め、最後に葉と花の部分を加えて完成。調味料の分量は、あなた好みでどうぞ。



感想やご意見をお寄せください



人事労務センター  
社会保険労務士 大隈昭子  
092-409-4188 FAX092-409-4187  
Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 女性社会保険労務士の会 「華の会」例会

女性社労士の会「華の会」は、毎月例会を開き、レベルアップを図っています。



3月は「雇用保険制度と給付の話」と題して、篠崎社労士からお話しいただき、参加者からは「実務に役立つ」と大変好評でした。

「華の会」は、女性の社労士であればどなたでも参加することができます。



### 助成金情報

## キャリアアップ 助成金

「キャリアアップ助成金」が本年3月より助成金額がアップされます。

「正規雇用等転換コース」は、非正規雇用の労働者のキャリアアップ等を促進し、正規雇用への転換をはかった場合に中小企業の事業主に助成される制度です。

助成金申請には、キャリアアップ管理者を配置すること、キャリアアップ計画を作成し、労働局の認定を受ける等が必要です。

\* 助成金の額 ( )内の数字は大企業

- ①有期→正規：1人あたり50万円(40万円)
- ②有期→無期：1人あたり20万円(15万円)
- ③無期→正規：1人あたり30万円(25万円)

\* 1年度1事業所あたり15人まで。

②の場合は、10人まで。

\* 対象者が母子家庭の母、または父子家庭の父の場合は、1人あたり次の金額が加算されます。①10万円 ②5万円 ③5万円

\* 平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に、派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用する場合は、1人あたり10万円が加算されます。

## 介護施設等の宿直勤務の 許可基準

### Q&A

Q:介護施設の「宿直」の許可基準について教えてください。

A: 原則として①通常勤務が継続する者ではなく、火災や盗難予防のための巡視など、非常事態発生に備えること等を目的とし②「宿直」の勤務回数は、週1回以下であること③相当の睡眠設備を設けていること④1回の宿直手当の金額は、宿直勤務に当たる労働者の1人1日当たりの平均賃金の3分の1以上とし、所轄の労働基準監督署へ許可申請を行う必要があります。

尚、宿直勤務を専門に行う労働者を雇用して宿直に当たらせる場合は、別の基準があります。詳細は、お尋ね下さい。

## あとがき

### いつも感想をありがとう

2月号にも、「紅葉苔は、毎年実家から送られて来て食べていたのですが、『菜の花』と思っていました。いつも、湯がいて酢味噌で食べたりしていましたが、炒めたことは無かったので、炒めて食べてみます。これからも、色々な楽しい情報をお願いします！」との感想をいただき、今回は「花わさび」にしてみました。

これからも女性ならではの紙面にこだわっていきたいと思います。



人事労務センターホームページ

URL : <http://www.roumu>